

朝倉市甘木 B&G 海洋センター

指定管理者募集要項

令和 5 年 8 月

朝倉市

目 次

1	公募する施設の概要等	2
2	管理運営の基本方針	2
3	指定管理者が行う管理の基準	2
4	指定管理者が行う業務の範囲等	3
5	指定管理者の指定期間	5
6	利用料金収入及び指定管理料について	5
7	応募者の資格等	5
8	応募書類	7
9	応募の手続き	8
10	指定管理者の候補者の選定	9
11	指定管理者の候補者選定後の手続き等	9
12	留意事項	11
13	問い合わせ先	11
※	朝倉市甘木B&G海洋センター管理運営業務の内容及び基準について (別添)	
※	提出書類様式 (別添)	

朝倉市甘木 B&G 海洋センター指定管理者募集要項

朝倉市甘木 B&G 海洋センターの管理運営を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定及び朝倉市甘木 B&G 海洋センター条例（平成 18 年朝倉市条例第 113 号）に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 公募する施設の概要等

- (1) 名 称 朝倉市甘木 B&G 海洋センター
- (2) 所 在 地 朝倉市堤 155-1
- (3) 施設の範囲
- ①敷地面積 12,397.49m²
 - ②床面積 1,406.95m² (屋内温水プール棟 1 階)
127.47m² (屋内温水プール棟 2 階)
124.55m² (ミニ艇庫)
 - ③構 造 非木造 2 階建 (屋内温水プール棟)
非木造 1 階建 (ミニ艇庫)
- ④施設・設備の内容
- (屋内温水プール棟)
 - ・一般プール: 25m × 13m (6 コース)
 - ・幼児プール
 - ・ジャグジープール
 - ・多目的ホール
 - (ミニ艇庫)
 - ・ミニ艇庫
 - ・昭和池 (利用水面 約 13,000 m²)
- ⑤施設の設置年月日 平成 5 年 7 月 1 日

2 管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて管理運営を行うこととします。

海洋スポーツ・レクリエーションを通じて住民の福祉の増進並びにたくましい精神力、豊かな人間性及び英知みなぎる青少年の育成を図る。

3 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本事項は次のとおりとします。なお、指定管理者

は、指定を受けて実施する業務の全てを第三者に委託することはできません。ただし、教育委員会と協議の上、教育委員会が承認した業務については、第三者へ委託できます。

(1) 開所期間及び開館時間

施設の開所期間及び開館時間については、朝倉市甘木B & G海洋センター条例第4条に基づくものとし、サービス向上などの新たな視点から変更が必要と考えられる場合は、協議のうえ、教育委員会が変更するものとします。

(2) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用することはできません。

(3) 情報公開

指定管理者は、朝倉市情報公開条例（平成18年朝倉市条例第9号）の規定を遵守し、施設の管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めていただきます。

(4) 法令遵守

指定管理者は、朝倉市甘木B & G海洋センターの管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守するものとします。

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

- ①朝倉市甘木B & G海洋センターの利用の許可、不許可、許可取り消し等に関する業務
- ②朝倉市甘木B & G海洋センターの利用によるスポーツ普及振興に関する業務
- ③朝倉市甘木B & G海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
(業務を行うために必要な施設及び設備等の各種点検・検査・登録等の業務並びに施設及び外周の清掃等も含む。)
- ④公益財団法人B & G財団が主催・企画する業務への協力（別紙「B & G財団業務一覧」のとおり）
- ⑤朝倉市甘木B & G海洋センターの利用者の意見を反映し、管理運営上の改善を図る組織の設置とその業務
- ⑥事業報告書（上記①～⑤の経過・実績等を示す書類並びに自主事業を含む収支を示す書類）の作成及び提出
- ⑦その他詳細については、別紙「朝倉市甘木B & G海洋センター管理運営業務の内容及び基準について」を参照してください。

(2) 指定管理者と市の責任分担

指定管理者と市の責任分担は、次の表のとおりとします。ただし、表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

項目		市	指定管理者
備品	修繕	20万円以上	○
	更新	◎	
	新規購入	◎	○
施設	修繕	20万円以上	○
事故・災害等による施設等の修繕		事案による	
温水ボイラー用灯油	◎		
市有施設の火災保険加入	◎		
施設利用者の被災に対する責任		事案による	
利用者に係る保険の加入			◎

※ ◎主たる責任 ○事案によって責任分担を負うもの

- ①指定管理者の故意及び過失を問わず、協定書及び契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損及び滅失が発生した場合は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が購入及び修繕等を行ってもらいます。
- ②引渡し前の修繕については、指定管理者と協議の上、修繕の必要性は市が判断し、施設のサービス内容に影響を及ぼさない箇所等は修繕を見合わせる場合があります。また、引渡し後の1件20万円以上の修繕であっても、指定管理者と協議の上、修繕の必要性は市が判断し、施設のサービス内容に影響を及ぼさない箇所等は修繕を見合わせる場合があります。
- ③備品（市所有）の更新及び新規購入の必要性については、協議のうえ決定します。
- ④備品以外の物品で新たに指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。この場合は、指定管理者が調達した物品は指定管理者に帰属するものとします。
- ⑤指定期間中の物価変動、金利変動その他の法令改正等に伴う経費の増加等は、指定管理者の負担とします。ただし、消費税法で定める税額の変動については、指定管理者と協議の上決定します。

(3) 管理運営に関する条件

- ①指定管理者は、自らの提案により、教育委員会の承諾を得て、朝倉市甘木B & G海洋センターを利用し、朝倉市甘木B & G海洋センター条例で規定する設置目的内で自主事業を行うことができます。この自主事業の収入は、指定

管理者の収入とします。

- ②指定管理者は、朝倉市甘木B & G海洋センター条例で定める施設利用料を年間の開館日で乗じた額の範囲内で年間利用券を、また、朝倉市甘木B & G海洋センター条例で定める施設利用料を利用回数で乗じた額の範囲内で利用回数券を発行するものとし、その種類及び金額を「事業計画書（様式2-1）①施設の提供について」に記載してください。また、収支計画書にも記載してください。
- ③指定管理者は、朝倉市甘木B & G海洋センター条例で規定する設置目的内の自主事業として、水泳教室又はこれに類する教室を開催するものとし、その種類、内容及び金額を「事業計画書（様式2-5）⑤質の高いサービスの提供について（教室）」に記載してください。また、収支計画書にも記載してください。

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。なお、この期間は、議会議決後、正式な指定期間となります。

6 利用料金収入及び指定管理料について

- ①指定管理業務における利用料については、指定管理者の収入とします。また、この利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることとします。
- ②市が支払う指定管理料は、毎年度の予算の範囲内において支払うものとし、具体的な額や支払方法等については、協議の上、年度ごとに協定で定めるものとします。（令和4年度実績：年額 29,976,000円）今回の指定管理期間中5年間の指定管理料の上限額は164,789,000円（税込）となります。
- ③施設利用者のために特に必要であると教育委員会が認めた場合は、指定管理者は朝倉市甘木B & G海洋センター条例で規定する目的外で施設を利用することができます。この場合は、行政財産目的外使用として、朝倉市行政財産使用料条例（平成18年朝倉市条例第69号）で定めるところにより土地建物貸付使用料をお支払いただきます。
- ④指定管理料の清算（指定管理料の黒字による返還、赤字による追加支払など）は行いません。

7 応募者の資格等

応募者の資格は、法人又はその他団体とします。また、複数の団体等により構成されたグループによる応募も可能とします。なお、グループ応募の場合は代表団体

を定めてください。

また、次の①～⑤の要件を満たすことが必要です。（グループ応募の場合、要件①についてはその代表団体が該当すること）

①朝倉市内に営業所又は事業所を有する法人又は団体であること。

②公益財団法人B & G財団が承認する次の資格 ((ア) から (ウ)) を有する者 7名を含め、(エ) の経験を有する1名以上を合わせて最低8名の指導員を必要な時間に配置できること。（ただし、指定期間開始後の資格取得も可とします。その場合、指定管理期間開始年内に資格を取得することとします。資格取得がなされなかったときは、指定管理者の取り消しもあり得る重大な契約違反と見なします。）

(ア) アドバンスト・インストラクター

(又はセンター・インストラクター) 1名

(イ) アクア・インストラクター

(又はセンター・インストラクター) 2名

(ウ) インストラクター又はリーダー 4名

(エ) 2年以上の水泳指導経験を有する者 1名以上

なお、(イ) については、(ア) の資格者の配置をもってこれに替えることができるものとします。

③次の(ア) から(キ) のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 朝倉市指名停止等措置要綱（平成20年朝倉市告示第144号）第3条第1項の規定により、朝倉市から指名停止を受けている者

(ウ) 国税、都道府県税、市町村税等を滞納している者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、商法（明治32年法律第48号）の規定に基づき、会社の再建や清算の手続を行っている者

(オ) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(キ) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会及び委員の兼業禁止）に該当する者

④類似施設を利用した市民へのスポーツスクール及び健康増進に関する活動
及び経験があること

⑤単独で応募した団体がグループ応募の構成員とならないこと及びグループ
応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員とならないこと

8 応募書類（A4サイズで統一すること）

（1）指定申請書（様式1）

（2）事業計画書（様式2）

事業計画書様式2-9「2. 維持管理について」には、「障害を理由とする差別の解消の推進」の項目を設け、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを記載してください。

（3）収支計画書（事業計画書に含む）

消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

（4）付属書類

①実施体制表

②グループの構成員及びグループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項

③団体の概要に関する書類

④定款又は寄付行為（法人以外の団体にあってはこれに類するもの）

⑤法人の登記事項証明あるいは登記簿謄本及び印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

⑥役員の名簿及び履歴書

⑦「7-②」で求める資格の証明書（写し）

⑧事業（営業）報告書（過去3事業年度分）

⑨決算書類（貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）など（過去3事業年度分））

⑩直近1年間の国税、都道府県税、市町村税の滞納がない証明

・法人－法人税、消費税及び地方消費税

　　法人市民税（本市内に本店・支店または営業所等を有する者）

・個人－申告所得税、消費税及び地方消費税

（5）提出部数　正　1部　　副　12部（証明書等はコピー可）

（6）留意事項

①必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

②応募1団体又は1グループにつき、申請は1件とします。

③グループ応募の場合には、構成員ごとに（4）③以降の添付書類を作成してください。

- ④提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- ⑤提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑥提出された書類は返却しません。
- ⑦応募に関して必要となる経費は、応募者の負担とします。
- ⑧指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出するものとします。

9 応募の手続き

応募手続き及びスケジュール等は、次のとおりです。

（1）応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参又は郵送とし、提出期限は9月15日、午後5時までです。（郵送は書留、9月15日必着のこと。）

（2）応募書類の提出場所

朝倉市教育委員会 文化・生涯学習課 生涯学習・スポーツ係
朝倉市甘木198-1 ビーポート甘木3F

（3）スケジュール

月　　日	内　　容
令和5年 8月17日	募集要項の配布
令和5年 9月 8日	
令和5年 8月21日	募集要項に関する質問の受付
令和5年 9月 4日	
令和5年 9月 4日	募集要項に関する質問の回答
令和5年 9月 8日	
令和5年 9月 8日	現地説明会及び現地見学会
令和5年 9月 8日	現地説明会及び現地見学会後の質問書の受付
令和5年 9月11日	
令和5年 9月12日	現地説明会及び現地見学会後の質問書の回答
令和5年 9月13日	
令和5年 8月21日	応募書類の受付
令和5年 9月15日	

（4）留意事項

①応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

※最終日も午後5時までとなるので注意してください。

②応募者は、原則として現地見学会に参加してください。（参加申込書（様式7）

を提出してください。)

- ③募集に関する質問並びに現地説明会及び現地見学会後の質問は、質問書（様式3）により行ってください。郵送（必着）及びファックスも可とします。なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。
- ④募集要項に関する質問の回答は、9月4日以前に行う場合があります。

10 指定管理者の候補者の選定

- （1）指定管理者の候補者の選定は、朝倉市指定管理者候補者選定委員会が行います。
- （2）指定管理者の候補者の選定は、次の審査の基準により行います。なお、審査の結果、候補者なしとする場合があります。
 - ①施設の設置目的及び教育委員会が示した管理の方針との合致性
 - ②収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - ③利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ⑤施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
 - ⑥施設の維持管理の効率
 - ⑦平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ⑧安定的な運営が可能となる人的能力
 - ⑨安定的な運営が可能となる経理的基盤
 - ⑩施設の管理運営に係る経費の内容
 - ⑪個人情報の保護及び情報公開に対する措置
 - ⑫安全対策及び危機管理に対する措置
- （3）審査は、提出された事業計画書により行います。なお、選定委員会開催の際に、申請者の出席を求めることがあります。
- （4）選定結果の通知は、文書で通知します。

11 指定管理者の候補者選定後の手続き等

- （1）候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合は、協議の内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じるものとします。

候補者との協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

（2）指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日～翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を締結します。

【基本協定の主な内容（予定）】

- 業務に関する基本的事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- 遵守事項
- 指定管理料に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 実施計画書の提出に関する事項
- 定期報告事項
- 利用者アンケート等の実施・報告に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難になった場合の措置等
- 指定の取り消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項
- その他

（指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わる）

- 構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項
- 代表団体に係る倒産の場合など指定管理者の指定の取り消しに関する事項
- 代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項
- その他

（複数の会社が指定管理者の業務を行うために新たに会社を設立した場合）

- 事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項
- 新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合あるいは設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する事項
- その他

【年度協定の主な内容（予定）】

- 管理業務の内容に関する事項
- 指定管理料の額に関する事項
- その他

1 2 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。
- (2) 応募者は、選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。
- (3) 選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があります。また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

1 3 問い合わせ先

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木198-1
朝倉市教育委員会 文化・生涯学習課 生涯学習・スポーツ係 (担当:水本)
TEL 0946-22-2348 / FAX 0946-22-2811
E-mail bunka-syougaku@city.asakura.lg.jp